

資料 1－2

5 農産第 2 0 8 4 号
令和 5 年 9 月 5 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

諮 問

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 3 条第 3 項（同法第 26 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 砂糖年度に係る砂糖調整基準価格及び令和 5 でん粉年度に係るでん粉調整基準価格について、貴審議会の意見を求める。